

声

Editorials

社説

私の世代は「借金はするな。万一に備えて少しずつでも貯金しろ」と教えられました。それを守って地道に暮らし、老後に向けてコツコツ蓄えてきました。それなのに低金利が長く続いて、老後資金は思うよ

の借金を減らす財政運営をして下さい。防衛費や原発が立地する自治体への交付金、政党交付金や国会議員の歳費などを本気で減らして下さい。私たち国民は、借金を減らすための節約ならば協力は惜しみません。

原発強制起訴

検証の重要な機会だ

甚大な被害をもたらした福島第一原発事故の責任が、司法の場で問われることになった。

東京電力の勝俣恒久元会長ら当時の幹部3人がきのう、業務上過失致死傷罪で強制起訴された。事前の津波対策を怠り、原発周辺の入院患者を死亡させたなどと起訴状は指摘している。

あの事故を「想定外」で片付け、誰の責任も問わぬまままでいいのか。東電は利益優先で原発の安全対策を怠ったのではないか。そうした市民の疑念を反映した強制起訴である。

巨大事故は、さまざま要因が複雑に絡みあって起きる。絞られた争点で元幹部ら個人の過失責任を「法と証拠」に照らして問う法廷は、全容解明の場としては、おのずと限界がある。

それでも、元幹部が事故前にどんな情報を得ていた、どんな判断をしたかは、これまで十分

に明らかになっていない重要なパーツだ。原発を抱える電力会社の組織の在り方や企業風土にも光を当て、教訓がくみ取れる裁判になることを期待する。

この事故では告発を受けた東京地検が「今回のような規模の津波は予見できなかった」と不起訴にしたが、11人の市民からなる検察審査会が2度にわたって「起訴相当」と議決した。

12年に東電が公表した事故報告書は、事前の津波想定とその対応、事故時の情報の扱いなど、組織全体にかかる問題ほど抽象的な記述で、責任や教訓があいまいなままだ。

国会の事故調査委員会（事故調）は「事故の根源的な原因は震災以前に求められる」と指摘した。だが、東電の事前対応に關してはいまも、不明な部分が多い。最大15・7層の津波が襲うとの試算を手にしながら、な

ぜ十分な備えをしなかったのか。どんな判断が働いたのか。政府の事故調は約770人から聞き取りをし、これまでに同意が得られた約200人分の調査を公表したが、東電関係者はわずか20人ほどにとどまる。

裁判が大きな空白を少しでも埋めるものになってほしい。同時に、事故調の役割も改めて考えたい。いずれの事故調も1年ほどで活動を終え、検証は不十分なままだ。再発防止を目的に関係組織の問題にまで切り込むのが事故調の本来の役割のはずだ。そうした仕組みや機能をもっと充実させるべきだ。

放射性物質をまき散らした原子炉は水で冷やし続けねばならず、汚染水が生じている。今も約10万の人々が故郷から避難している。事故は今も続いている。二度と繰り返さない教訓を引き出す努力がもっと必要だ。



ジャンプ

で閉店した。近郊にショッピングモールができ、赤字が続いたことが大きいらしい。ふらっと気軽に立ち寄れた百貨店は、気分転換できる貴重な場所だった。とても残念である。

ショッピングモールには、安くて人気の店がある。しかし駅から遠いので、車を持たない人には不便だし、広い敷地に

英国国民投票

EU内で改

統合へ進む欧州の一員としての未来を描くのか否か。英国で6月23日に国民投票がある。

欧州連合（EU）に残るか、離脱するか。その選択は、欧州のみならず、世界の将来像にも深い影を落とすだろう。

離脱となれば、欧州統合史上で例のない出来事だ。国と国との垣根をなくそうという壮大な実験が頓挫しかねない。

英国と欧州大陸はもはや、政治的にも社会的にも切り離せない関係にある。その現実を見つめ、賢明な選択をするよう、国民に求めたい。

首相は描いたといわれる。実際、EUは交渉で譲歩、移民労働者に対する英国の

を減らすことなどで合意したが、それでも英国内の世

大きな変化はなく、投票の

は予断を許さない。

英国は、米国ととくに緊密な関係を保ち、世界的な金融、タリとしての地位を固めた。の半面、欧州大陸から距離をとり、ユーロの共貨圏にも加わっていない。

だが、もし英国がEUから脱すれば、その先の予測は、危うさを増す。難民や

対策、財政問題など、EUが共同で向き合えば効果望めない問題は数多い。

そもそも欧州の統合は、

の世界大戦の経験を踏まえ、

の結束を糸口に政治社会

共同体をめざす試みである。

各国が主権の一部を移譲



Tokyo Evening

2016年(平成28年)
2月29日
月曜日 夕刊

朝日新聞東京本社
〒104-8011 東京都中央区築地 5-3-2
電話 03-3545-0131 www.asahi.com

私たちは、お客様に信頼される旅行広告に取り組んでいます。

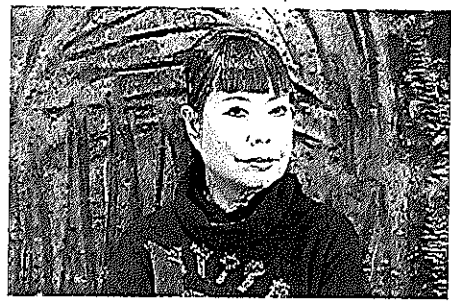
旅行業公正取引協議会 協議会会員

旅行業公正取引協議会 会員のロゴマークです。 旅公協

人生の贈り物のわたしの半生

ファッションデザイナー

コシノヒロコさん 5面



年4千点の服や装飾品をファッションデザイナーのん。時代の半歩前を歩き、暮らしが豊かになるデザイナー」と語ります。

東電元会長ら強制起訴

福島原発事故責任問う

福島第一原発の事故をめぐり、検察審査会から「起訴議決」を受けた東京電力の勝俣恒久元会長(75)ら元幹部3人について、検察官役の指定弁護士が29日、業務上過失致死傷の罪で東京地裁に強制起訴した。3人は起訴内容を否認するつもりで、事故を事前に予測できたのかや、対策をしていれば事故を防げたかが主な争点となる。

起訴されたのは、勝俣元会長のほか、武藤栄(65)、武黒一郎(69)の両元副社長。起訴状によると、3人は原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置などの対策をする義務を怠ったとしている。その結果、

2011年3月の東日本大震災では10メートルを超える津波で原発が浸水し、水素ガス爆発などを発生させ、周辺の病院の入院患者を避難中に死亡させたなどしたとされる。

検察は2度にわたり3人を不起訴処分としたが、検察審査会は昨年7月、「『万が一』にも備えておかなければならない高度な注意



勝俣恒久・元会長 武藤栄・元副社長 武黒一郎・元副社長

震災復旧10社11人告発

「万が一」にも備えておかなければならない高度な注意

を落札していた。東京地検と公取委は1月、10社のほかにも3社の家宅捜索をしたが、落札予定だったが書類不備で無効になった鹿



駅そば 時代の波

過失立証ハードル高く

東電元会長ら強制起訴

非公開資料 法廷提出も

核心

東京電力福島第一原発事故で、東電の勝俣恒久元会長ら3人が旧経営陣3人が二十九日に業務上過失致死傷罪で強制起訴

困難な追及

なぜ、原発事故の刑事責任追及が困難なのか。それは、刑法が原則、個人の責任追及を目的とし、福島第一原発事故のような自然災害に伴う大規模事故で、個人の過失責任を問うには、そもそも限界があるからだ。刑法の業務上過失致死傷罪は、適用の対象を「業務上必要な注意を怠り、人を死傷させた者」と定める。罰則は五年以下の懲役か禁錮、または百万円以下の罰金。勝俣元会長らについては、「巨大津波の襲来を予測できたのに対策を怠り、人を死傷させた」と、同罪の構成要件に該当しているようにみえる。

原発事故をめぐる刑事責任追及の流れ

- 福島原発告訴団が業務上過失致死傷容疑などで告訴告発(2012年6月)
- 検察が東電の勝俣元会長や政府関係者ら42人全員を不起訴(13年9月)
- 告訴団が検察審査会に審査申し立て(13年10月)
- 検察審査会が勝俣元会長ら3人について、起訴相当(起訴すべき)と議決(14年7月)
- 検察が再捜査。「巨大津波を予測し、事故を回避するのは困難だった」と、3人を再び不起訴(15年1月)
- 検察審査会が2回目の審査で勝俣元会長ら3人を起訴議決(15年7月)
- 指定弁護士が勝俣元会長ら3人を強制起訴
- 公判前整理手続き
- 勝俣元会長らの刑事裁判

過去に強制起訴された八つの事件

事件名	年月	被告	業務上過失	結果
兵庫県明石市の歩道橋事故	2010年4月	明石元副署長	業務上過失致死傷	一審有罪(上告中)
JR福知山線脱線事故	10年4月	JR西日本歴代3社長	業務上過失致死傷	一審無罪(上告中)
未公開株取引事件	10年7月	沖繩の投資会社社長	詐欺	無罪確定
陸山会事件	11年1月	小沢一郎衆院議員	政治資金規正法違反	無罪確定
尖閣諸島付近の衝突事件	12年3月	中国人船長	公務執行妨害	公訴棄却
飲食店従業員への暴行事件	12年3月	徳島県石井町の町長	暴行	有罪確定
教え子への強姦事件	12年12月	ゴルフ練習場経営者	強姦	無罪確定
柔道教室での事故	13年5月	元指導者	業務上過失傷害	有罪確定

※は一、二審とも公訴時効の成立を認め免訴の判決

「地震対応打ち合わせ」で三人に配布された資料の津波が最大一五・七メートルに達する試算を元副社長に報告した際の説明資料などが存在するとみられる。検察官側の指定弁護士は、これらを証拠として東京地検に求める見通し。有罪は2件

た、現実には、検察が同罪を適用するのは、業務上過失致死罪で有罪判決が出た業務上過失事件の製薬会社「旧ミドリ十字」の元社長や、東京・渋谷の温泉施設の爆発事故の施設の設計担当者などのように、当事者に明らかに過失があったり、悪質性を示す証拠が見つかったりした場合に限られてきた。それでも、今回の強制起訴によって、過失の証拠に「ながらる非公開の東電資料が新たに法廷に提出される可能性がある。被害者らでつくる「福島原発告訴団」の代理人弁護士によると、地検が保管していた資料として東電の

「地震対応打ち合わせ」で三人に配布された資料の津波が最大一五・七メートルに達する試算を元副社長に報告した際の説明資料などが存在するとみられる。検察官側の指定弁護士は、これらを証拠として東京地検に求める見通し。

起訴内容の要旨

三人は東電の役員として福島第一原発の運転、安全保全業務などに従事していた。想定される自然現象で同発電所の原子炉の安全性を損なう恐れがある場合、適切な防護措置を講じた業務上の注意義務があった。原発に十層の高さの敷地を越える津波が襲来し、非常用電源設備があるタービン建屋へ浸入することなど負わせようとするのは間違っていた」と指摘。「強制起訴の対象は、検察が起訴猶予(証拠はあるが総合的に判断して起訴を見送る)に断じたケースのみにするべき」と話す。

本来の意味

一方、兵庫県明石市の歩道橋事故で、明石元副署長が業務上過失致死傷罪で強制起訴された事件で、指定弁護士を務める安原浩介氏は「司法の運用主体は本来、国民。検察官による起訴の在り方をチェックする仕組みは必要だ」と指摘。制度の改善として「検察の審査段階で、その後に被告となる見込みの当事者に陳述する権利を与えるべきではないかと提議する。国学院大法学部教授の四宮啓彦氏は「強制起訴は有罪にするための制度ではない。検察官には本来、有罪か無罪かを定める権限はなく、これだけ証拠があるなら、裁判所で決めてください」という制度。公開の法廷で何が国民に明らかになったかで評価すべきだ」と強調した。

津波発生学説定まらず

東電は認めず

東電電力は、福島第一原発事故により、周辺住民に多大な被害を及ぼした責任は認めている。ただし、大津波への対策が足りなかったことについては、土木学会などの見解が定まっていなかったことなどを挙げ、責任を認めない。二〇一二年五月の国会事故調の参考人聴取で、東電内でも十層超の津波が来る可能性があると試算していたことに関し、勝俣恒久元会長は「私自身まで上がってきた話ではない」と関与を否定。その上で、「波源(津波)

「津波発生学説定まらず」の発生源)モデルが確定しているわけではない。仮、試算をした。いろんな所見が出始めたんで、ちょっとやってみたというだけ」と述べ、新たな対策を講じる根拠はなかったと主張した。



宅で暮らす。自身も実家が流失した。生徒と震災の話はしませんが「野球をはじめか葛藤した気持ちはよく分かる。その経験を糧に強い人間になってほしい」。(水島佑介) 2016.3.1

春の一步は

東京新聞

中日新聞東京本社
東京都千代田区外幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

世界に選ばれる、
信頼のグローバル
金融グループに

Quality for You
三井UFJ
ファイナンシャルグループ

紙面へのご意見
お問い合わせは
●電話
03-6910-2201
土日祝日除く9:30~17:30
●FAX
03-3595-6935

TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp
政治部など
本紙記者が
ツイッターで
つぶやいています
(一週は5回)

ご購読お申し込み
0120-026-999

巨大津波予測 最大の争点

東電元トップら強制起訴

福島事故「検察役」最多5人

東京電力福島第一原発事故で、検察官役の指定弁護士は二十九日、東電の勝俣恒久元会長(75)を旧経営陣三人を業務上過失致死傷罪で在宅のまま強制起訴した。公判では、全交流電源喪失が起きるとの巨大津波の襲来を予測できたが、最大の争点となる。三被告は公判で「津波の予測は不可能だった」と主張するが、指定弁護士は難しさを強調している。

原発事故の刑事裁判が開かれるのは初めて。強制起訴は二〇〇九年五月の改正検察審査会法施行後、九件目。今回の指定弁護士は強制起訴事件で過去最多の五人で、ネパール人が再審無罪となった東電女性社員殺害事件の主任弁護士を務めた神山啓史弁護士らが担当する。

昨年七月の東京第五検察審査会の起訴議決による。東電は当初、試験結果を原発の耐震性向上のための作業に取り入れる方針だったが、原子力担当の責任者だった武蔵元副社長の提案で方針を転換。その後、巨大津波を想定した防潮堤の整備などの津波対策は取らなかった。

東電旧経営陣の公判の争点

- 勝俣恒久 元会長(75)
社長だった2008年2月、大津波襲来の危険性が指摘された会議に出席したが、対策せず
- 武蔵 栄元副社長(65)
原子力・立地副本部長で技術的判断をする立場。08年6月に大津波の試算報告を受けたが、対策せず
- 武蔵一郎 元副社長(69)
原子力・立地副本部長として大津波の試算報告を受けたが、対策せず

他に起訴されたのは、ともに原子力・立地副本部長を務めた佐藤元副社長(65)と武蔵一昭元副社長(65)。起訴状では、福島第一原発の敷地の高さ(海拔一〇〇)を越える津波が襲来し、浸水が重大な事故が起きる可能性を予測できたのに、対策がとられなかったとされている。

津波の予測をめぐる、指定弁護士の立証のポイントの一つになるのが、東日本大震災の三年前の〇八年三月、福島第一原発に高さ一五・七メートルの津波が押し寄せるとの試算結果の評価だ。国の地震調査研究推進本部(推本)が二〇一二年七月に出した長期地震予測に基づき、東電が算定した。推本は「福島第一原発の沖合に合意日本海溝沿いにマグニチュード(M)8.0クラスの津波地震が三十年以内に20%の確率で発生する」と予測している。

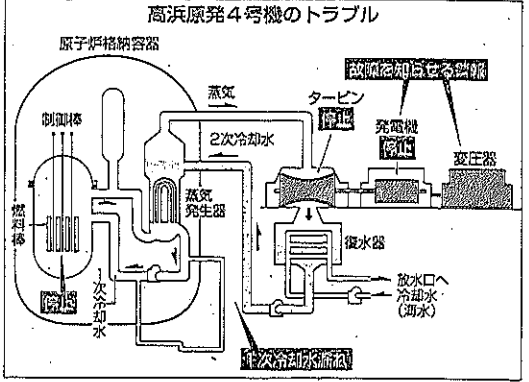
強制起訴された東京電力元幹部

● 巨大津波を予測できたか

● 津波対策で事故を防げたか

● 高度な注意義務があるか

東電元副社長の話「事故(1)は、福島県民を驚かすため、広く社会の関心を惹きつけたい」と述べ、心算をめぐり「(推本)が予測した津波の高さ(15.7m)は、我が国の地震調査研究推進本部(推本)が二〇一二年七月に出した長期地震予測に基づき、東電が算定した。推本は「福島第一原発の沖合に合意日本海溝沿いにマグニチュード(M)8.0クラスの津波地震が三十年以内に20%の確率で発生する」と予測している。安全強化対策(1)は、防潮堤の整備を取り進め、



高浜原発4号機のトラブル

二十九日午後一時、関西電力高浜原発4号機(福井県高浜町)で、発電機と送電を開始する作業中、発電機と送電機の故障を知らせた。原子炉の冷却は維持され、放射性物質の漏えいなど環境への影響はない。

令却水漏えい直後再稼働4日目

4号機では十日、一次冷却水の漏えいが発生、対策を講じた後の二十一日に原子炉を起動したばかり。それから三日後の二十九日、再稼働を急いだ関西電力が再開された。発電機と送電機の故障を知らせた。原子炉の冷却は維持され、放射性物質の漏えいなど環境への影響はない。

田副司・副社長兼高浜町内での記者会見で「今後の工程は一切分らない」と話した。三月下旬に試験運転から通常運転である「営業運転」に移行する予定だったが、二十九日の発電機作業は中止になり、今後の工程も遅れる可能性がある。

赤ちゃんの大きなあくび日脚伸び

大原 良江(84) 愛知県岡崎市
「歳末(1)の世帯主パーセント(1)で生きたあくび。赤ん坊。「大きなあくび」と「日脚伸び」は、平和を表現した。そもそも平和に説明は返らぬ。

子供のために！
ネット犯罪被害にあった
未設定！購入時にファイルは
はずさないようにしませ
詳しくは「政府広報」



全国の小
相次いで新
動きが一
中、有識
京都教育
検討委員
律中止や
い方針を
や注釈事
注釈事

組み体操「情報を提供」
きよの紙面
仮設での孤独死188人 3